

# 先物・オプションマーケット

## 株券オプション取引の仕組み

### はじめに

昨年12月の証券取引審議会で、我が国証券市場の国際競争力の強化のため、証券取引所に個別株式を対象とするオプション取引を導入するという考えが示されました。これを受けて、大阪証券取引所では、具体的な制度内容について検討を重ね、3月18日の理事会において「株券オプション取引制度要綱」を決定致しました。現在、本所は、平成9年7月18日(金)から取引を開始するため、所要の準備を進めているところです。

この株券オプション取引の導入により、現物市場の取引高の増大、価格形成のより一層の効率化等が期待されます。

そこで、本稿では、「株券オプション取引制度要綱」に従い、その取引の仕組みについて紹介することとします。

### I 取引の仕組みについて

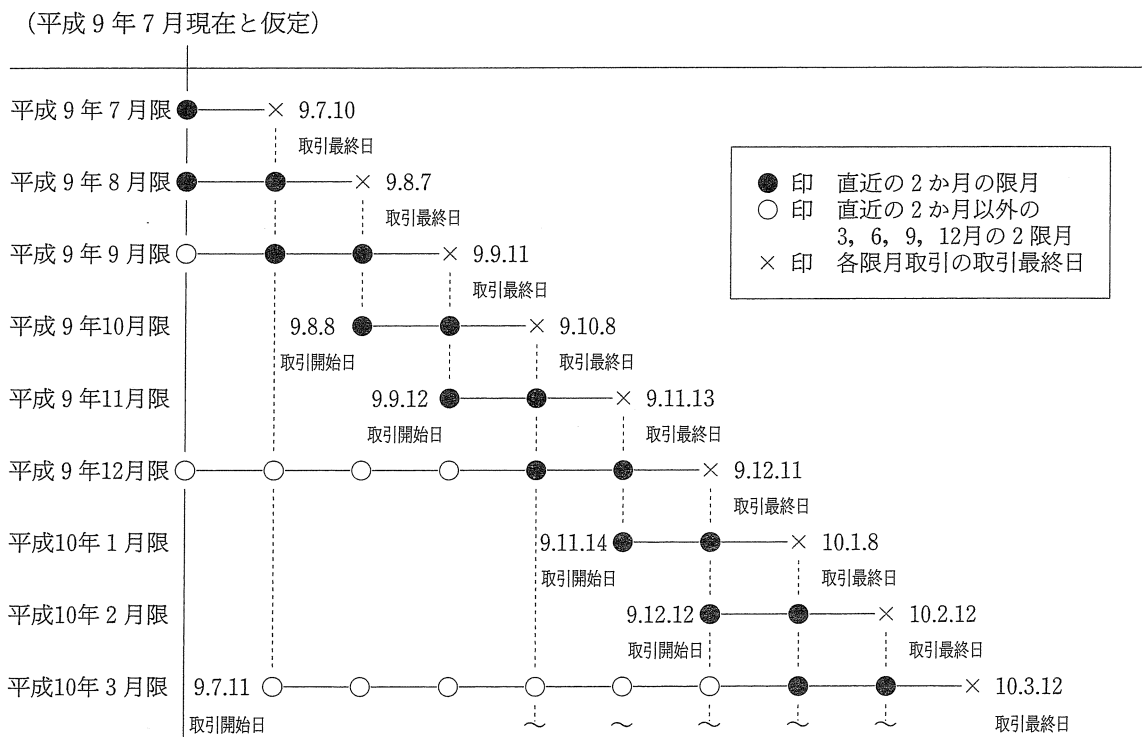
#### 1 取引の対象

取引の対象は、全国証券取引所の上場株券のうち、本所が選定した株券(以下「オプション対象株券」という。)について、当該株券の売付けを成立させることができるオプション(以下「プットオプション」という。)及び買付けを成立させることができるオプション(以下「コールオプション」という。)の2種類(以下「株券オプション」という。)とします。

#### 2 限月取引及びその数

直近の2か月の各月と当該月以外の3月、6月、9月及び12月のうち直近の2か月の各月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)を取引最終日とする4限月取引制とします。各限月取引の期間は、3月、6月、9月及び12月の各限月取引については8か月とし、その他の限月取引については2か月とし、直近の限月取引の取引最終日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)を新たな限月取引の取引開始日とします。

株券オプション取引の限月取引変遷図



### 3 権利行使価格

権利行使価格は、オプション固有のもので、先物取引は限月取引で銘柄の区分を行います。オプション取引では限月取引ごとに権利行使価格を設定するため、プットオプション又はコールオプションについて、限月取引と権利行使価格で銘柄区分を行います。

#### (1) 権利行使価格の間隔(刻み)

権利行使価格は、オプション対象株券の値段を基準として設定する権利行使価格につき、以下の刻みで設定する刻みの幅の整数倍の数値とします。

権利行使価格	刻みの幅
500円未満	25円
500円以上 1,000円未満	50円
1,000円以上 2,000円未満	100円
2,000円以上 5,000円未満	200円
5,000円以上 1万円未満	500円
1万円以上 5万円未満	1,000円
5万円以上 10万円未満	2,500円
10万円以上 20万円未満	25,000円
20万円以上 100万円未満	5万円
100万円以上 200万円未満	10万円
200万円以上 500万円未満	20万円
500万円以上 1,000万円未満	50万円
1,000万円以上	100万円

#### (2) 新規設定

各限月取引について新たに権利行使価格を設定する場合には、取引開始日の直前のオプション対象株券の終値に最も近い権利行使価格を中心に上下2種類ずつ、合計5種類の権利行使価格を設定します。

例えば、取引開始日の前日のオプション対象株券の終値が8,020円だったとしますと、8,000円の権利行使価格を中心として、7,000円、7,500円、8,000円、8,500円、9,000円の5種類を設定します(下記①参照)。

また、各テーブルに基づき刻みの幅を設定するため、5本の権利行使価格の刻みが異なることもあります。例えば、取引開始日の前日のオプション対象株券の終値が973円だったとしますと、950円の権利行使価格を中心と

して、850円、900円、950円、1,000円、1,100円の5種類を設定します(下記②参照)。

取引開始日の前日のオプション対象株券の終値が刻みの中位点にある場合には、当該終値を上回る権利行使価格を最も近い権利行使価格とします。

#### 新規設定の具体例

① 取引開始日の前日の対象株券の終値	8,020円
	9,000円
	8,500円
最も近い権利行使価格	<u>8,000円</u>
	7,500円
	7,000円
② 取引開始日の前日の対象株券の終値	973円
	1,100円
	1,000円
最も近い権利行使価格	<u>950円</u>
	900円
	850円

#### (3) 追加設定

オプション対象株券の価格が変動し、既存の権利行使価格と乖離する状況が生じた場合には、新たな権利行使価格を追加設定することになります。追加設定は、毎日の最終のオプション対象株券の終値に最も近接する権利行使価格を基準として、当該権利行使価格を上回る又は下回る権利行使価格がそれぞれ2種類以上となるように追加設定を行います。

ただし、取引最終週に入った限月取引については追加設定を行いません。

先の新規設定の例①では、7,000円から9,000円の5種類の権利行使価格を設定しましたが、その後株価が上昇し、8,250円以上となったとしますと、オプション対象株券の終値に最も近接する権利行使価格は8,500円となり、これを上回っている権利行使価格は9,000円の1種類となります。このような状態になれば、9,500円の権利行使価格を追加設定します。逆に、オプション対象株券の終値が7,750円を下回ったとしますと、オプション対象株券の終値に最も近接する権利行使価格は7,500円となり、これを下回る権利行使価格は7,000円の1種類だけとなり

ます。このような状態になれば、6,500円の権利行使価格を追加設定します（下記具体例参照）。

**追加設定の具体例**

9,500円	◁ 前日のオプション対象株券の終値が8,250円以上となった場合、追加設定。
9,000円	既存の権利行使価格
8,500円	
8,000円	
7,500円	
7,000円	
6,500円	◁ 前日のオプション対象株券の終値が7,750円を下回った場合、追加設定。

**4 権利行使価格等の調整**

**(1) 権利行使価格等の調整**

オプション対象株券について株式分割、株式併合、有償増資が行われた場合、権利落日等に、権利行使価格を当該株式分割比率等に基づき調整します。

また、権利行使価格の調整に伴い、株券オプション1単位のオプション対象株券の数量を当該株式分割比率等に基づき調整します（下記①参照）。

ただし、調整した場合の数量がオプション対象株券の売買単位の整数倍となるときは、当該数量の調整は行わず、当該株式分割比率等に基づき建玉を調整します（下記②参照）。

また、権利行使価格の調整事由以外に、オプション対象株券について単位株数変更（額面変更を伴わない）が行われた場合は、建玉の調整を行います。

**(2) 権利行使価格の特別設定**

権利行使価格の調整に伴い、株券オプション1単位のオプション対象株券の数量を調整した場合には、当該限月取引について、既存の権利行使価格と区分して、オプション対象株券の売買単位の数量を1単位とする新たな権利行使価格の設定（以下「特別設定」という。）を行います。

ただし、取引最終週に入った限月取引については特別設定を行いません。

また、オプション対象株券について単位株数変更（額

面変更を伴わない）が行われた場合は、特別設定を行いません。

権利行使価格の特別設定は、当該権利落日等に、オプション対象株券の基準値段に最も近い権利行使価格を中心に上下2種類ずつ、合計5種類となるよう行います。

権利行使価格の特別設定が行われたオプション対象株券に係る限月取引については、当該特別設定された権利行使価格に基づき追加設定を行います。既存の権利行使価格に基づく追加設定は行いません。

**権利行使価格の調整の具体例**

**① 売買単位の調整による方法**

整数倍以外の分割比率の場合、権利行使価格を調整すると共に、売買単位を調整し、通常の売買単位に沿った新たな権利行使価格を設定します。

（例） 1：1.1の株式分割の場合

原株価格1100円⇨1000円

権利行使価格	調整後の権利行使価格	特別設定
1300円(1000株)⇨	1182円(1100株)	1200円(1000株)
1200円(1000株)⇨	1091円(1100株)	1100円(1000株)
1100円(1000株)⇨	1000円(1100株)	1000円(1000株)
1000円(1000株)⇨	909円(1100株)	950円(1000株)
950円(1000株)⇨	864円(1100株)	900円(1000株)

**② 建玉の調整による方法**

整数倍の株式分割の場合、権利行使価格の調整を行うと共に、建玉の調整を行います。ただし、売買単位の調整は行いません。

（例） 1：2の株式分割の場合で建玉を調整する場合

原株価格7500円⇨3750円

権利行使価格	調整後の権利行使価格	特別設定
8500円(1000株)1単位⇨	4250円(1000株)2単位	なし
8000円(1000株)1単位⇨	4000円(1000株)2単位	なし
7500円(1000株)1単位⇨	3750円(1000株)2単位	なし
7000円(1000株)1単位⇨	3500円(1000株)2単位	なし
6500円(1000株)1単位⇨	3250円(1000株)2単位	なし

## 5 取引契約締結の方法

価格優先・時間優先による個別競争取引とします。これは、現物取引、株価指数先物取引及び株価指数オプション取引の場合の方法と同様です。

## 6 立会方法

### (1) 立会時間

立会時間は以下のとおりです。

午前立会	9:00~11:00 (9:00~11:10)
午後立会	12:30~15:10

( ) 内は半休日

### (2) 立会方法

売買システムにより取引を行います。

## 7 取引単位、呼値及び値幅制限

### (1) 取引単位

オプション対象株券の売買単位に係る数量を1単位とします。

オプション対象株券について、株式分割、株式併合、有償増資が行われ、権利行使価格を調整した銘柄については、当該株式分割比率等に基づき調整した株券の数量を1単位とします。

### (2) 呼値

オプション取引における呼値は、オプション価格(以下「プレミアム」という。)について行います。呼値の単位は、当日のオプション対象株券の呼値の制限値幅の下限の値段(当日のオプション対象株券の基準値段-当日のオプション対象株券の呼値の制限値幅)に基づき、オプション対象株券1株につき、以下のとおりとします。

オプション対象株券の下限価格水準	呼値の単位
1,000円未満	50銭
1,000円以上 1万円未満	5円
1万円以上 10万円未満	50円
10万円以上 100万円未満	500円
100万円以上	5,000円

### (3) 値幅制限

呼値の制限値幅は、オプション対象株券の当日の呼値の制限値幅と同一とします。

ただし、オプション対象株券の動きを考慮して、必要に応じて制限値幅を変更することもあります。

## 8 取引の停止

本所は、以下の場合には、原則として、全部又は一部の銘柄について取引を停止することができることにしています。

- a オプション対象株券の売買取引を停止する場合
- b 株券オプション取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合、その他取引管理上取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- c 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

## 9 取引規制の方法

本所が、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、次の措置を行うことができることにしています。

- a 証拠金の差入日時の繰上げ
- b 証拠金額の引上げ
- c 証拠金の有価証券による代用の制限
- d 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- e 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- f 株券オプション取引の制限又は禁止(自己取引の禁止等)
- g 総建玉の制限

## 10 上場廃止

オプション対象株券が上場廃止となった場合には、当該上場株券オプションを上場廃止することにしています。

## II 取引代金の授受について

取引代金の授受は、同一正会員又は同一株券オプション取引特別参加者の総支払金額と総受入金額の差引額を、取引契約の日から起算して4日目の日に本所を通じて行

います。

この場合、買方顧客は、取引代金を買付けを行った日から起算して4日目の日の午前9時までに正会員又は株券オプション取引特別参加者に差し入れます。

### III 証拠金について

#### 1 証拠金の種類

売方顧客が正会員又は株券オプション取引特別参加者に差し入れる委託証拠金と、売方正会員及び売方株券オプション取引特別参加者が本所に差し入れる取引証拠金の2種類があります。

これは、いずれも取引契約の履行を確保するために差し入れるものです。なお、買方顧客は取引代金を払う以外になら義務を負わないため、証拠金の差入れは不要です。

#### 2 委託証拠金

##### (1) 委託証拠金の額

委託証拠金は、新規の売付けごとに、取引代金に、権利行使価格を基準とした金額に30%を乗じた額を加算した額以上とします。

これを算式で示しますと次のとおりとなります。

委託証拠金の額 (当初証拠金) $= (\text{約定値段} + \text{権利行使価格の}30\%)$ $\times \text{株券オプション}1\text{単位のオプション対象株券}$ $\text{の数量} \times \text{売付数量}$
---

なお、この委託証拠金の額は取引所が定める最低基準であり、実際の額は各証券会社が定めます。

#### 委託証拠金の具体例

- ・権利行使価格1,200円のA社株 (売買単位:1,000株)  
コールをプレミアム50円で1単位売り付けた場合の委託証拠金の額
- $$= (\text{約定値段} + \text{権利行使価格の}30\%)$$
- $$\times \text{株券オプション}1\text{単位のオプション対象株券}$$
- $$\text{の数量} \times \text{売付数量}$$
- $$= (50 + 1,200 \times 30\%) \times 1,000 \times 1 = 410,000$$
- この場合の委託証拠金所要額は、41万円となります。

##### (2) 委託証拠金の差入れ方

委託証拠金は、新規の売付けごとに、当該売付けの日から起算して3日目の日の正午までに差し入れなければなりません。

##### (3) 委託証拠金の有価証券による代用

委託証拠金は、全額有価証券により代用することができるものとします。

##### (4) 委託証拠金の引出し等の制限

顧客から委託証拠金として差し入れられている現金又は代用有価証券については、未決済勘定の決済前に引き出させたり、また、差し入れるべき委託証拠金の額に充当してはならないことにしています。

ただし、受入証拠金からその所要額を差し引いた場合の超過額に相当する現金又は代用有価証券については、引出し又は充当が可能です。

また、コールオプションの売付けに係る委託証拠金として、オプション対象株券を差し入れている場合には、権利行使による決済に当該オプション対象株券を充当することができることとします。

##### (5) 受入証拠金の計算方法

受入証拠金は、顧客から差し入れられた現金又は代用有価証券の額から相場の変動に伴う計算上の損失額及び顧客の負担すべき額を差し引いて計算することになっています。先物取引のように受入証拠金と受入現金に区分して計算する必要はなく、受入証拠金についてのみ計算を行います。

これを算式で示しますと次のとおりとなります。

$\text{受入証拠金} = \text{差入証拠金 (現金} + \text{代用有価証券} \times \text{掛目}) - \text{相場の変動に伴う計算上の損失額} - \text{顧客の負担すべき額}$
---

- (注) 1 相場の変動に伴う計算上の損失額は、約定値段が毎日の最終値段 (本質的価値 (権利行使価格とオプション清算値段との差をいう。以下同じ。) に満たない場合は本質的価値) を下回る場合の損失額とする。
- 2 オプション清算値段は、当日のオプション対象株券の最終の約定値段 (最終の気配値段を含む) とする。

**(6) 委託証拠金に不足額が生じた場合の措置**

正会員又は株券オプション取引特別参加者は、顧客の受入証拠金について毎日計算を行い、損勘定の発生により受入証拠金に不足額が生じた場合には、顧客から、その不足額に相当する委託証拠金額を追加差し入れさせることができます。

**(7) 委託証拠金の維持**

顧客の受入証拠金の不足額が権利行使価格を基準として算出した金額（権利行使価格×株券オプション1単位のオプション対象株券の数量×売付数量）に10%を乗じた額以上となった場合には、当該不足額に相当する委託証拠金を当該不足額の生じた日から起算して3日目の日の正午までに追加証拠金として追加差し入れさせることとします。

これを算式で示しますと次のとおりとなります。

受入証拠金の不足額（計算上の損失額+代用有価証券の評価損+顧客の負担すべき額） $\geq$ 権利行使価格の10% $\times$ 株券オプション1単位のオプション対象株券の数量 $\times$ 売付数量

**3 取引証拠金****(1) 取引証拠金の額**

取引証拠金は、新規の売付けごとに、プレミアム相当額に、当該売付けを行った日のオプション対象株券の最終値段（オプション清算値段）を基準として算出した額に20%を乗じた額を加算した額以上とします。なお、プレミアム相当額は、取引日当日の証拠金算定基準値段を基準として計算します。

また、証拠金算定基準値段は、プレミアムの最終値段としますが、プレミアムの値段が本質的価値（イン・ザ・マネーの状態にある銘柄の権利行使価格と取引日当日オプション対象株券の最終値段の差）に満たないときは、当該本質的価値をもって証拠金算定基準値段とします。

これを算式で示しますと次のとおりとなります。

取引証拠金の額 = (証拠金算定基準値段 + オプション清算値段の20%)  $\times$  株券オプション1単位のオプション対象株券の数量  $\times$  (総売建玉数量 - 総買建玉数量)

**(2) 取引証拠金の預託方法**

取引証拠金は、新規の売付けについて、当該売付けの日から起算して4日目の日の正午（半休日においては午前11時）までに本所に預託するものとします。

**(3) 取引証拠金の有価証券による代用**

取引証拠金については、全額有価証券により代用できるものとします。

**(4) 取引証拠金の追加預託**

本所は、取引契約の履行を確保するため、毎日の証拠金算定基準値段及び毎日のオプション清算値段を基準として、正会員又は株券オプション取引特別参加者ごとに取引証拠金所要額を計算し、差し入れられている取引証拠金との差額を算出します。正会員又は株券オプション取引特別参加者は、取引証拠金に不足額が生じた場合には、不足額に相当する取引証拠金を当該不足額の生じた日から起算して4日目の日の正午（半休日においては午前11時）までに本所に預託するものとします。

**IV 権利行使について****1 権利行使日**

権利行使日は、各銘柄の取引最終日とします。

**2 権利行使の申告**

買方正会員又は買方株券オプション取引特別参加者が、権利行使を行おうとする場合は、各銘柄ごとに権利行使数量を本所に申告することとします。権利行使の申告は、権利行使日の午後4時40分までに行うこととしています。これに対応して、買方顧客による正会員又は買方株券オプション取引特別参加者に対する権利行使の指示は、権利行使日の午後3時45分までに行うものとします。

**3 権利行使の割当て**

本所は、正会員又は株券オプション取引特別参加者から申告のあった権利行使を、所定の方法により、売建玉を有する正会員又は株券オプション取引特別参加者に割当てを行い、その結果を当日中に通知します。

本所から割当て通知を受けた売方正会員又は売方株券オプション取引特別参加者は、事前に定めた所定の方法により顧客割当てを行い、当該割当てを受けた売方顧客に対して、速やかに割当て内容を通知するものとします。所

定の割当方法とは、本所や正会員又は株券オプション取引特別参加者の恣意が入らないような公正・公平な方法が用いられます。

なお、(証券会社への割当通知後においては,)権利行使に係る申告数量の変更は一切認められませんので注意してください。

#### 4 権利の消滅日時

権利行使日における権利行使の申告時限までに権利行使の申告が行われなかった株券オプションは、自動的に消滅するものとします。

#### 5 権利行使による決済

権利行使による決済は、権利行使価格によりオプション対象株券の受渡しを行うものとします。また、決済代金は次の算式により算出した額とします。

$$\text{決済代金} = \text{権利行使価格} \times \text{オプション対象株券の売買単位} \times \text{権利行使数量}$$

権利行使価格の調整に伴い、株券オプション 1 単位のオプション対象株券の数量を調整した場合に生じるオプション対象株券の売買単位未満の数量の決済は、次の算式により算出した額に相当する金銭を渡方正会員又は渡方株券オプション取引特別参加者から受方正会員又は受方株券オプション取引特別参加者に支払うことにより行うものとします。

$$(\text{オプション清算値段} - \text{権利行使価格}) \times \text{オプション対象株券の売買単位未満の数量}$$

権利行使による決済は、権利行使を行った買方正会員又は買方株券オプション取引特別参加者と権利行使の割当てを受けた売方正会員又は売方株券オプション取引特

別参加者との間で、権利行使日から起算して 5 日目の日の午後 3 時までに行うものとします。ただし、オプション対象株券の配当落又は権利落日の前日に行われた権利行使に係る決済は、当該権利行使日から起算して 4 日目の日の午後 3 時までに行うものとします。

権利行使によりオプション対象株券を受渡しする顧客は、権利行使日から起算して 5 日目の日の午前 9 時までにオプション対象株券又は決済代金を正会員又は株券オプション取引特別参加者に差し入れるものとします。ただし、オプション対象株券の配当落又は権利落日の前日に行われた権利行使に係る決済は、当該権利行使日から起算して 4 日目の日の午前 9 時までとします。

#### V 建玉

##### 1 建玉

新規の売付け及び買付けは、それぞれ建玉として算定します。

建玉の決済の方法は、転売又は買戻しによって決済する方法と権利行使によって決済する方法とがあります。

##### 2 転売又は買戻しによる決済

正会員又は株券オプション取引特別参加者は、転売又は買戻しを行った場合、その旨を本所に申告します。本所ではその申告分を決済分として、当該正会員又は当該株券オプション取引特別参加者の建玉から減らします。

なお、転売又は買戻しの申告は、約定日の午後 4 時 40 分(半休日においては午後 0 時 40 分)までに行うこととします。

##### 3 建玉制限

正会員、株券オプション取引特別参加者及び顧客は、本所が定める限度を超えて建玉を保有してはならないものとします。

#### VI 委託手数料について

##### 1 売付け又は買付けの場合

株券オプション取引の新規の売付け、新規の買付け、転売又は買戻しに係る取引代金について、下記の料率に従って委託手数料を徴収します。

委託手数料率(簡便算出表)

取引代金	算出式
10万円以下の場合	取引代金の4.0%
10万円超 30万円以下の場合	〃 3.0%+ 1,000
30万円超 50万円以下の場合	〃 2.0%+ 4,000
50万円超 100万円以下の場合	〃 1.5%+ 6,500
100万円超 300万円以下の場合	〃 1.2%+ 9,500
300万円超 500万円以下の場合	〃 0.9%+18,500
500万円超の場合	〃 0.6%+33,500

委託手数料の最低額は2,500円です。

## 2 権利行使に係る決済の場合

権利行使により成立するオプション対象株券の売付け又は買付けに係る取引契約金額につき、株券の売買取引に係る委託手数料表に基づき、委託手数料を徴収します。

## Ⅶ 会費及び仲立手数料について

### 1 定率会費又は定率負担金

#### (1) 売付け又は買付けの場合

本所は、新規の売付け、新規の買付け、転売及び買戻しに係る取引代金の合計額について、定率会費(万分の4.0)を徴収します。

#### (2) 権利行使に係る決済の場合

本所は、権利行使により成立するオプション対象株券の売付け又は買付けに係る取引契約金額の合計額につき、本所における株券の定率会費相当額を徴収します。

### 2 仲立手数料

仲立会員は、売付け又は買付けに係る取引代金について、仲立手数料(万分の0.3)を正会員及び株券オプション特別参加者から徴収します。

## Ⅷ 取引参加者

株券オプション取引の取引参加者は、本所の正会員及び株券オプション取引特別参加者とします。

—— 決済の具体例 ——

#### (1) 転売による決済

- ① B社株(売買単位:1,000株)コールオプションを1単位120円で10単位購入、その後、B社株の株価が上昇し、プレミアムが200円となったので転売した。この結果、オプションの買い手は80万円の利益を得ることとなる(取引コストを除く。以下同じ)。

$$\begin{aligned} & (\text{売付価格} - \text{買付価格}) \times \text{売買単位に係る数量} \\ & \times \text{取引数量} \\ & = (200 - 120) \times 1,000 \times 10 = 800,000 \end{aligned}$$

- ① C社株(売買単位:100株)コールオプションを1単位800円で10単位購入、その後、C社株の株価が下落し、プレミアムも400円に下落した。オプションの買い手は損失の増大を防ぐため、転売することとした。この結果、40万円の損失が発生することとなる。

$$\begin{aligned} & (\text{売付価格} - \text{買付価格}) \times \text{売買単位に係る数量} \\ & \times \text{取引数量} \\ & = (400 - 800) \times 100 \times 10 = -400,000 \end{aligned}$$

#### (2) 買戻しによる決済

- ・D社株(売買単位:1,000株)プットオプションを1単位200円で20単位売却、その後、D社株の株価が上昇し、プレミアムが100円に下落したので買い戻した。この結果、オプションの売り手は200万円の利益を得ることとなる。

$$\begin{aligned} & (\text{売付価格} - \text{買付価格}) \times \text{売買単位に係る数量} \\ & \times \text{取引数量} \\ & = (200 - 100) \times 1,000 \times 20 = 2,000,000 \end{aligned}$$

#### (3) 権利行使による決済

##### ① プットオプション

E社株(売買単位:100株)権利行使価格5,500円のプットオプションを10単位購入した。その後、E社株の株価は変動し、権利行使日には5,250円となった。この場合、オプションの買い手は権利行使を行うことによって、時価5,250円の株券を5,500円で1,000株(100株×10単位)売り付けることができるこ



となる。

② コールオプション

F社株(売買単位:1,000株)権利行使価格1,200円のコールオプションを5単位購入した。その後、F社株の株価は変動し、権利行使日には1,600円となった。この場合、オプションの買い手は権利行使を行うことによって、時価1,600円の株券を1,200円で5,000株(1,000株×5単位)買い付けることができることになる。

③ オプション対象株券に株式分割が行われた場合

G社株(売買単位:1,000株)権利行使価格1,100円のコールオプションを2単位購入した。その後、G

社株に1:1.1の株式分割が行われた結果、権利行使価格は1,000円に、またオプション1単位のオプション対象株券の売買単位は1,100株に調整された。その調整後、G社株の株価は変動し、権利行使日には1,050円となった。この場合、オプションの買い手は権利行使を行うことによって、時価1,050円の株券を1,000円で2,000株(1,000株×2単位)買い付けることができると同時に、オプション対象株券の売買単位未満の数量200株(100株×2単位)については現金で決済し、1万円 $((1,050円-1,000円) \times 100株 \times 2単位)$ を受け取ることになる。

(N. N)



**おことわり**

都合により、当分の間「トレーディング・ルーム」を休載します。